

## 天一閣藏明鈔本天聖令の書誌学的検討

—唐令復原の一方法として—

### はじめに

日本古代社会を規定した令は唐令に基づいて定められたが、その唐令のテキストは既に散逸し、今日に残存する各種史料を用いて復原研究が行われてきた<sup>①</sup>。しかし、近年、中国浙江省寧波市の天一閣博物館で発見された明鈔本天聖令は唐令と同様に既に散逸した宋令のテキストであると同時<sup>②</sup>に、宋代には実効性を失っていた唐令の条文を「不行唐令」という形で篇目の末尾に列記しているという点で大きな注目を集めた。二〇〇六年に『天一閣藏明鈔本天聖令校證』（以下、『校證』とする）として影印と中国社会科学院歴史研究所天聖令課題組による復原研究が発表されて以降<sup>③</sup>、日本史の分野でも広く活用されている。この明鈔本天聖令は孤本であるという点で史料的价值は高いが、誤字・脱字の多さ等から必ずしも善本とは言えず<sup>④</sup>、また整理班の牛来頼氏により宮繕令部分には錯簡があることが指摘されている<sup>⑤</sup>。

牛氏に拠ると、宮繕令は袋綴用の箋計七丁に渡って記載が設けられるが、

矢 越 葉 子

① 第2丁表末に二行の空行、第2丁裏が空紙となっている。

② 第3丁表の始行は、第3丁裏の末行から記載が続いている。

③ 第4丁表から裏に渡っている記載は、第5丁裏に続いている。

④ 第5丁表の末行の記載は、第6丁裏の始行に続いている。

⑤ 第6丁表に「右令不行」と書かれているにもかかわらず、第6丁裏に

記載がある。

ことが判明している。これら①～⑤は第2丁～第6丁（牛氏は第三紙～巻末とする）の表裏を誤ったことに起因し、現存する『天聖令』の書写に用いたテキスト（親本）で既に錯簡が発生していたことが推測され、錯簡を補正した結果、宋令二十八条、不行唐令四条、計三十二条の配列が復原されるという。しかし、牛氏の説明では第2丁末の空行が発生した理由や、錯簡が生じた状況についての説明がなされておらず、書誌学的な検討に基づいた、テキストの復原を行う余地があると思われる。

## 一、テキストとして明鈔本天聖令

明鈔本天聖令の書誌については『校證』の中で袁慧・宋家鈺の両氏により述べられているが、書写過程については冒頭の料紙の右下方に「范氏天一閣藏書」の朱方印が捺されており、他に藏書印が見えないことから、天一閣を創建した范欽が蒐書活動の一環として人を雇い書写したものであるとされている<sup>⑦</sup>。この范欽の蒐書活動については、清の儒学者全祖望の「天一閣藏書記」に

范侍郎欽素好購書、先時嘗從道生鈔書、且求其作藏書記、至是以其幸存之餘、歸於是閣。又稍從兪州互鈔以增益之、雖未能復豐氏之旧、然亦雄視浙東焉。(傍線は筆者追加。)

と触れられ、豊坊(のち道生に改名)や王世貞(号兪州老人)との交流が知られる。特に豊坊は当時この地域で有数の藏書家であり、豊氏代々の当主によって築かれた藏書はその書庫萬巻楼に収められていた。その豊坊に従って范欽が書物の書写(鈔書)を行ったのであれば、この明鈔本天聖令には当時の藏書家による熱心な書写活動の一端が反映されていると言えよう<sup>⑧</sup>。

それでは、この書写活動はどのように行われたのであろうか。当時の史料に具体的な記載は見えないが、明鈔本の影印からその活動の一端を窺うことができる。まず挙げられるのは、その筆跡である。明鈔本天聖令は全一丁から成るが、影印で見られる限りでは、第一三丁、第四一丁、第一三三丁、第二四三丁、第三二四丁、第四四四丁、第五五五丁、第六六六丁、第七七七丁、第八八八丁、第九九九丁、第一〇〇〇丁で筆跡が異なっている。令の篇目は第一一丁が田令(巻二十一)、第二二丁が賦役令(巻

二十二)、第三三丁が倉庫令(巻二十三)、第三三三丁四五丁が廐牧令(巻二十四)、第四六五〇丁が関市令(巻二十五)、第五一五五丁が捕亡令(巻二十五)、第五六六一丁が疾疾令(巻二十六)、第六二五六丁が仮寧令(巻二十六)、第六七八〇丁が獄官令(巻二十七)、第八一八七丁が管繕令(巻二十八)、第八八九二が喪葬令(巻二十九)、第九三〇一〇丁が喪葬年月(巻二十九)、第一〇一〇一丁が雜令(巻三十)であり、書写担当者の変更と篇目とが合致しているのは第三三三丁(倉庫令・廐牧令)の間、第四五・四六丁(廐牧令と関市令)の間のみであり、その他の箇所では対応していない。書写枚数が一三丁の人物が多い点と合わせると、書写作業を行うことの出来る人物に日ごとに割り当てて書写を行わせていたと考えられよう。このような作業形態では書写担当者の習熟はあまり見込めず、また内容に対する熟練度の低さから誤字が発生することが多いものと推測される。また担当者の技量によるテキストの粗密が同じ巻の中でも発生することに繋がる。

次に挙げられるのは、欄外に記載された丁番号である。『校證』所収の影印は当然ながら天聖令のテキストに重点を置くため紙端までは写っていないが、欄外右下に書き込まれた数字が見える箇所がある。明鈔本の丁数とその記載数字を挙げると

第七丁	「一九」	第一一丁	「十三」
第九〇丁	「廿七」	第九一丁	「廿八」 <sup>(八カ)</sup>
第九二丁	「廿九」	第九三丁	「三十」
第九四丁	「三十一」	第九五丁	「三十二」
第九六丁	「三十三」	第九七丁	「三十四」
第九九丁	「三十」 <sup>(六カ)</sup>	第一〇〇丁	「三十七」
第一〇一丁	「卅八」	第一〇二丁	「三十九」
第一〇三丁	「四十」	第一〇四丁	「四十一」

第一〇六丁―「四十三」  
第一〇八丁―「四十」<sup>(五カ)</sup>

第一〇九丁―「四十」<sup>(林明)</sup>  
第一〇九丁―「四十」<sup>(六)</sup>

の一九箇所となる。このうち第九〇〜一〇九丁に付された数字は第六四〜一二丁の書写を担当した人物の第六四丁以降の通算の作業枚数と完全に一致しており、これらの数字が丁番号であることが判明する。『校證』の解説の中では触れられていないが、影印では数字が見えない丁にも、写真に写らない箇所に恐らく数字が書き込まれているのであろう。また、このように作業の進捗に応じて丁の欄外に数字を書き込んでいる様子からは、書写時には用箋が一紙ごとにバラバラな状態にあったことが判明する。つまり、裱線を印刷した綴じられていない用箋を担当者に渡して書写を行ったため、丁順の維持と作業枚数の把握のために欄外に通し番号を振っていたのである。さらに、「九」および「十三」の見える第七丁・第一二丁は、第四〜十二丁の担当者の書写範囲に当たると、この範囲に振られた通し番号としては合わない。この人物は他の箇所の書写も担当し、全体を通じての通し番号を振ってしまったのであろうか。右に見た用箋の順序の管理を担当者に任せてしまうような方法では、用箋の表裏を取り違えたり、丁番号の振り方を誤ったりすることで、簡単に錯簡が発生する可能性がある。以上が明鈔本天聖令に見える具体的な書写の状況であるが、このような方法は范欽が独自に編み出したものではなく、豊坊や王世貞といった当時の蔵書家とも交流を通じて共有されていたものであろう。とすれば、范欽が明鈔本の書写に用いた親本の段階でも誤字や脱字、錯簡は間々存在していたはずである。

## 二、明鈔本天聖宮繕令による親本の復原

一ではテキストとしての明鈔本天聖令の書写状況を見てきたが、宮繕令

に見える錯簡に基づいて明鈔本の親本やさらにその親本の書式を復原することが出来る。

その手掛かりとなるのが錯簡の結果として頁の境に生じた、条文を越えての不自然な改行箇所である。ここでは第4丁表から裏に及ぶ宋令第二十六条を例に見ていく。明鈔本では宋令第二十六条は次頁の図1に示したように第4丁表第9行目から記載が始まり、書写の過程で第4丁裏に及び、宋令第十九条に混入している。この混入の原因はいずれかの書写の際に行われた改行箇所の変更にあると考えられるが、第4丁表第10行目の記載が約六文字分の余白をもって終わり、第4丁裏第1行目の記載が上端から始まることから、親本の段階で既に第4丁裏は「領或」で始まっていたと見られる。ただし、「領或」は明らかに第二十六条に含まれる文言であることから、その直前の「為総」は行末に存在していたと思われる。「諸近」は計三十六文字であるが、親本の一行の文字数を明鈔本と同じく二十文字前後と想定すると、①一行当たりの文字数は十八文字、②一行当たりの文字数は十九文字で二行目以降は二字下げ、のどちらかとなるであろう。①②どちらが妥当かは宮繕令全体をこの書式に配列し直して見れば分かるが、ここでは結論だけを述べると、①を採用した場合のみ第4丁裏から第5丁表に及ぶ宋令第二十二條の「帳申」の字句が行頭に来る。したがって、明鈔本の親本は①のごとく一行当たり十八文字の書式を採用していたことが判明する。

しかし、この段階ではまだこれらの字句は本来の条文内に収まっていないう。そこで次にこれらの字句が行末に存在していた状況を想定する必要がある。すなわち「諸近」は「領或」の三十八文字が二行に収まるような状況である。先ほどと同様に一行の文字数を二十文字前後と仮定すると、親本の親本は③④のどちらかとなる。③④についても先ほどと同様に宮繕令全体の文字の配列を改変する方法で確認すると、行の収まり具合等から見

諸		諸
津	行	河
橋	若	及
道	須	陂
路	修	塘
每	理	大
年	每	水
起	秋	有
九	収	堤
月	訖	堰
半	勸	之
当	募	処
界	衆	州
修	力	県
理	官	長
十	為	吏
月	總	以
使	領	時
訖	或	檢
：		

④ 1行20字

諸	檢	諸
津	行	河
橋	若	及
道	須	陂
路	修	塘
每	理	大
年	每	水
起	秋	有
九	収	堤
月	訖	堰
半	勸	之
当	募	処
界	衆	州
修	力	県
理	官	長
十	為	吏
月	總	以
使	領	時
訖	或	

③ 1行19字

領		諸
或	檢	河
諸	行	及
津	若	陂
橋	須	塘
道	修	大
路	理	水
每	每	有
年	秋	堤
起	収	堰
九	訖	之
月	勸	処
半	募	州
当	衆	県
界	力	長
修	官	吏
理	為	以
十	總	時

② 1行19字

領	時	諸
或	檢	近
諸	行	河
津	若	及
橋	須	陂
道	修	塘
路	理	大
每	每	水
年	秋	有
起	収	堤
九	訖	堰
月	勸	之
半	募	処
当	衆	州
界	力	県
修	官	長
理	為	吏
十	總	以

① 1行18字

領		諸
或		近
諸	須	河
津	修	及
橋	理	陂
道	每	塘
路	秋	大
每	収	水
年	訖	有
起	勸	堤
九	募	堰
月	衆	之
半	力	処
当	官	州
界	為	県
修	總	長
理		吏
十		以
月		時
使		檢
訖		行
		若

明鈔本

図1 宋令第二十六条の配列復原

て、④がより適切であると判断される。

### 三、親本による明鈔本天聖宮繕令の復原

二では明鈔本天聖令から親本および親本の親本の姿を復原したが、逆に復原された親本の親本の姿から、天聖令の条文を復原することも出来る。それは不行唐令第二条である。

不行唐令第二条は第5丁表第10行目から記載が始まり、書写の過程で第5丁裏に及び、宋令第二十六条に混入してしまっている。現状を示すと次頁の図2のごとくであるが、二で扱った宋令第二十六条の事例と同じく「其応供奉」は不行唐令第二条の文言であると見られることから、明鈔本の親本の段階では「其応供奉」は行頭に、親本の親本の段階では行末に存在していたと考えられる。ところがここで問題になるのは、不行唐令第二条の場合、「諸營」～「其応供奉」は字数が二十二字である点である。すなわち親本の親本の段階で「其応供奉」が行末に来るように復原すると①となり、一行当たり二十字とした復原案からは二字も超過することになる。当然のことながら、用箋には柁目状の枠が施されている訳ではないため、写す際の文字の大きさ次第で一字程度の増減は発生するであろう。しかし、他の箇所で齟齬が生じない点より見て、一行当たりの文字数はやはり二十字程度であったとすべきである。とすれば、「其応供奉」をこのままの状態で行末に置くことは不適當である。それではどのようにすべきか。解決策はこの「其応供奉」に続く不行唐令第二条の文言に明らかである。既に牛氏により指摘されているように、この第5丁表の不行唐令第二条の記載は第6丁裏に続き、その第6丁裏の冒頭には「之物即送掖庭局供」の注が存在しているのである。「其応供奉」がこの注に続くのであれば、「其応供奉」自体を注として復原することが可能であろう。「其応供奉」を注







よび日本令の継受の姿勢を見る限りでは、「其応供奉」を注として復原し、これに「之物即送掖庭局供」を続けた「其応供奉之物、即送掖庭局供。」が唐令においては注であったと判断すべきである。

## おわりに

本稿では、まず明鈔本天聖令に見られる錯簡を手掛かりに親本および親本の親本の姿を復原した。ここで營繕令全体の復原結果を図3として掲げる。このような復原方法は従来あまり採られてこなかったが、テキストがほぼ判明している場合には有効であり、明鈔本もその一例に加えるべきであろう。この復原された親本の姿から、続いて不行唐令の条文を復原した。この復原により判明した注記載は日本令には継受されなかった部分であるが、『校證』はその復原において日本令を重視しすぎた傾向があり、日本令に存在しない箇所への復原については再検討の余地があることを示す事例と言えよう。

また、明鈔本の発見により、中国令には日本令よりもかなり多くの注が設けられていたことが判明した。逆に日本令から見れば、中国令に含まれていた注の内容を検討し、必要に応じて字句の変更を加えつつ継受し、あるいは削除を行っていたことになる。したがって、日本令の制定段階においては、中国令はそのままの形で導入された訳ではなく、令文全体を通じての法意の統一や担当官司の決定等、多くの改変を加えつつ継受したのである。

### (注)

- (1) 代表的な成果は、仁井田陞『唐令拾遺』、東方文化学院東京研究所一九三三年（のち東京大学出版会より一九六四年に覆刻）、仁井田陞著・

池田温編集代表『唐令拾遺補』、東京大学出版会、一九九七年である。

(2) 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令課題組編著『天一閣藏明鈔本天聖令校證（附唐令復原研究）』、中華書局、二〇〇六年。

(3) 岡野誠・服部一隆・石野智大『天聖令』研究文獻目録第2版（『法史学研究会会報』一四、二〇〇九年）、服部一隆『天聖令』研究文獻目録―日本語文獻を中心として（『明治大学古代学研究所紀要』一二、二〇一〇年）などがある。また以後も、天聖令を用いた多くの論考が発表されている。

(4) 宋家鈺『明鈔本北宋天聖令（附唐開元令）的重要學術價值』（注2書上冊）。明鈔本天聖令について「因輾轉傳鈔，文字訛誤，脫漏甚多，有的因鈔者補鈔漏文而造成錯行，錯頁和改變條文次序。」とする。

(5) 牛來穎『天聖營繕令復原唐令研究』（注2書下冊）

(6) 本稿では、明鈔本天聖令全体の丁数は漢数字で、營繕令部分の丁数はアラビア数字で表わすこととする。

(7) 袁慧『天一閣藏明鈔本官品令及其保護經過』（注2書上冊）。注4宋解説。

(8) 『鮎崎亭集外編』卷十七所収。ここでは朱鈔禹彙校集注『全祖望集校集注』、上海古籍出版社、二〇〇〇年を用いた。また略兆平編『天一閣藏書史志』上海古籍出版社、二〇〇五年は「録自天一閣中片板刻」として当該史料を収載する。

(9) 当時の書物の出版状況については井上進『中国出版文化史』（名古屋大学出版会、二〇〇二年）第十四章「書籍業界の新紀元」に詳しい。井上氏は元阮の『天一閣書目』に基づき、范欽とその子范大冲による蒐書のうち鈔本書を八〇〇冊と見積り、その鈔書活動の熱心さを指摘する。

(10) 右傍の記載は、○は大宝令にその文字が存在したこと、×は存在しないこと、など大宝令との異同を示す。

(11) 天聖雜令不行唐令第十八条

(12) 彭麗華『唐・日《營繕令》應須女功』條研究―兼論此條不行於宋代的原因（『唐研究』第一四卷、二〇〇八年）は本条と関連して主に中国側の女功について述べる。

(13) 明鈔本天聖令には、營繕令の他にも賦役令（影印本六七頁）、倉庫令（同七九頁、八〇頁）、関市令（同二三五頁）、医疾令（同三四頁、一五七頁）、

獄官令（同一五九頁、一六四頁）、雜令（同一三三四頁）に改行箇所がありがあるが、親本もしくは親本の親本の字配りに戻すことで、改行を誤った時点が判明する。

（14）石上英一氏による『令義解』紅葉山文庫本の復原研究の事例がある。（『日本古代史料学』「史料体論」、東京大学出版会、一九九七年、一九八八年初発表）

付記 本稿はお茶の水女子大学に提出した博士論文の一部を改稿したものである。